

索道安全報告書

平成26年度

(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

登別温泉ケーブル株式会社

「安全報告書の公表に当たり」

当社の索道をご利用頂き誠にありがとうございます。また、索道事業へのご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は経営理念の第一に輸送の安全確保を掲げ、役員をはじめ従業員一人ひとりが安全意識を高め、安全管理体制の強化を図っております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら検証するとともに、お客様をはじめ関係各位に広く理解いただくために公表するものであります。今後も、安全輸送を第一に快適なご旅行を提供するため、さらに努力を重ねてまいりますので、皆様方の率直なご意見、ご助言などを賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 5 月
登別温泉ケーブル株式会社
取締役社長 西田 吏利

1、安全に関する基本方針と安全目標

当社の経営理念の第一は、安全確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、社長以下役員、従業員全員に周知・徹底しております。

基本方針

- (1) 輸送の安全確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを厳守・厳正・かつ忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、その取扱いに疑いがある時は、最も安全と思われる取扱いをすること。
- (5) 事故または、災害が発生した時は、人命の救助を最優先とし速やかに行動し安全適切な処置を行うこと。
- (6) 情報の伝達は、迅速及び正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、安全確保の向上と研究を行い、必要な改革には積極的に取り組むこと。

安全目標

平成 26 年度の索道輸送安全目標【平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日】は、次表の通りです。

当社では、全社一丸となった安全管理体制の強化を推進しています。今年度、索道輸送事故は、0 件でしたが今後においても全社一丸となった安全最優先の意識の高揚を図って参ります。

区 分	項 目	内 容
定量的な目標	設備不具合による事故	各種整備を確実にを行い、機械故障事故等の発生をさせない。
	人身傷害事故	人身傷害事故を発生させない。
	声かけによる事故防止	乗車位置や降車位置の誘導等、お客様に声をかけてご案内し安全運行の理解と事故防止に努める。

2、 事故等の発生状況と再発防止策

平成 26 年度【平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日】

(1) 索道運転事故

特殊索道・普通索道とも索道運転事故・インシデントの発生はありませんでした。

(2) 災害【地震や暴風雨、豪雪など】

暴風等により索道の運行を一時見合わせる事がありましたが、安全運行とお客様の安全確保のため、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【参考】 索道運転事故の定義と意義について

1、 索道運転事故とは・・・索条切断事故・搬器落下事故・搬器衝突事故・搬器火災事故
索道人身障害事故を指す。

- ① 索条切断事故：索条が切れた事故
- ② 搬器落下事故：搬器が落下した事故
- ③ 搬器衝突事故：搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故
- ④ 搬器火災事故：搬器に火災が生じた事故
- ⑤ 索道人身障害事故：搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前途の事故に伴うものを除く事故）

2、 インシデントとは・・・索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態であつて鉄道事故等報告規程第 4 条第 2 項各号に挙げるもの

- ① 索条に重大な損傷が生じた事態
- ② 索条の張力が異常に増大または減少した事態
- ③ 索条が受索装置、滑車などから外れた事態
- ④ 握索または放索が不完全になった事態
- ⑤ 支柱、制動装置保安装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- ⑥ 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
- ⑦ 搬器が逆走した事態
- ⑧ 前項にあげる事態に準ずる事態

3、 輸送の安全確保のための取組み

(1) 安全重点施策 【索道事故未然防止対策】

安全目標を達成するため、次のような安全重点施策を定めて取り組んでいます。

- ・ グループ索道担当者会議の開催【年 2 回】並びに安全管理規程の内部監査の実施。
- ・ 最新の気象情報を確認し注意喚起を係員に伝達。
- ・ 点呼を行い索道係員の健康状態の確認と安全を確保するための指示・情報の伝達。
- ・ 始業点検、定期検査【1 月・12 月毎】の確実な実施。
- ・ 常に施設の異常に対する変化、お客様の動静に注意。
- ・ 自社、他社のトラブル情報のグループ共有化【確実な報告】

(2) 人材教育

当社では、輸送の安全確保や、ご来場頂くお客様に安心して当施設をご利用頂けるよう、様々な人材教育を行っています。

- ・ 索道係員の業務に必要な知識・技能を保有させるため、規則に基づき、教育・訓練を実施致しました。

(平成 26 年 4 月 21 日から 1 ヶ月間)



(グループ索道担当者会議)

(3) 緊急時対応訓練

- ・平成 26 年 12 月 16 日、索道運転事故を想定し索道救助訓練を実施しました。
- ・更に各講習会にも参加し、安全意識の向上と継続に繋がりました。
- ・平成 26 年 9 月 24 日 索道技術管理者研修会を受講致しました。



(普通索道救助訓練)

(4) 安全のための投資と支出

平成 26 年度の主な投資と修繕は以下のとおりです。

※ 特殊索道（登別温泉観光リフト）

- ・26 年度休止中

※ 普通索道（登別温泉ゴンドラリフト）

- ・支柱・受索装置・（山頂・山麓）場内装置・押送装置・搬器・握索機の整備・補修



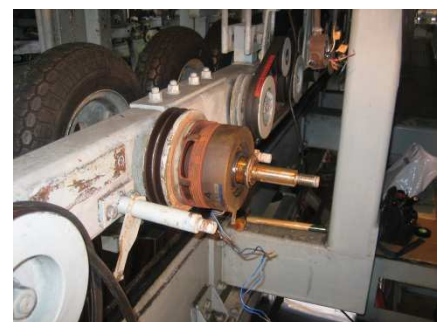
(山頂折り返し設備の整備)



(山頂出発装置整備)



(荷重制動試験時のウェイト積み込み)

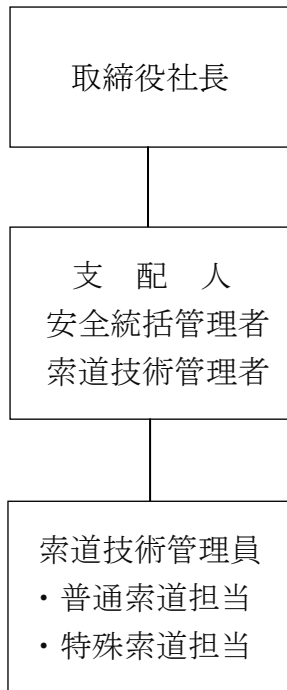


(出発クラッチ交換)

4、安全管理体制

(1) 輸送の安全を確保するための管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、ヒヤリ・ハット、ヒューマンエラー報告制度を導入し、日々の業務に反映させております。



※ 役割と権限について ※

※社長

輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

※安全統括管理者

索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を総括する

※索道技術管理者

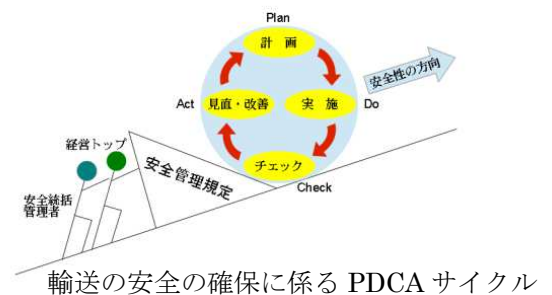
索道運行の管理・索道施設の保守管理
その他技術上の事項に関する業務の管理。

※索道技術管理員

個別の索道運行の管理・索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務の管理。

(2) 安全マネジメント態勢強化の取組み

安全最優先の方針の下、経営トップから現場が、一丸となった安全管理体制の構築を図る為PDCA サイクル（輸送の安全に関する方針等の策定、実行チェック、改善のサイクル）を機能させ、輸送の安全の為の取組みを継続して向上させてまいります。



5、運輸安全マネジメント立入検査等

・北海道運輸局による立ち入り検査及び行政処分はございませんでした。

6、安全報告書への意見募集

安全報告書の内容や、当社の安全への取組みに対するご意見等をお寄せ下さい。

〒059-0051

北海道登別市登別温泉町224番地 登別温泉ケーブル株式会社 索道課

TEL 0143-84-2227 FAX 0143-84-2857

E-mail bpsakudo@bearpark.jp